

## 高知県木材安定供給推進事業実施要領

### 第1 趣旨

高知県木材安定供給推進事業費補助金（以下「安定供給事業」という。）については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号）（以下「運用」という。）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林政経第349号）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付け6林整研第204号）花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付け7林整森第202号）及び高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### 第2 目的

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、建築用木材等の供給力強化を図ることによる海外情勢の影響を受けにくい需給構造の構築や、花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組の推進により森林資源の循環利用を推進し、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進する必要がある。このような社会情勢の変化に対応するため、原木を低コストかつ安定的に供給するための「間伐材生産、路網整備及び低コスト再造林対策」に対して支援するとともに、花粉症対策として、花粉の少ない森林への転換に係る取組に対して支援を行うことにより、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を着実に進めることを支援する。

### 第3 事業実施主体

事業実施主体については、要綱別表第1に規定するとおりとする。

なお、事業実施主体については、相当期間にわたって事業活動を継続することが確実であって、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限る。

### 第4 事業の一般的基準

#### 1 間伐材生産（間伐材の生産）

間伐材生産の事業種目（間伐材の生産）は、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。

- (1) 要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の間伐材生産（間伐材の生産）は、原木安定供給計画の参画事業実施主体が、体質強化・花粉削減計画の対象となる木材加工施設へ、A材及びB材を供給するために行う間伐とし、高知県体質強化・花粉削減計画及び同計画添付の原木安定供給計画、並びに高知県年度事業計画に基づき実

施する事業であること。また、同表第1に定める02循環成長の間伐材生産（間伐材の生産）は林業・木材産業循環成長対策事業構想及び事業計画に基づき実施する事業であるとともに、知事が別に定める生産基盤強化区域内又は市町村が別に定める市町村森林整備計画の効率的施業区域内で実施すること。なお、生産基盤強化区域の設定については、「路網整備に係る生産基盤強化（新設）区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）の規定に基づき定めるものとする。

- (2) 原則として、森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において実施するものとする。ただし、森林経営計画が策定されていない森林であっても、高知県木材安定供給推進事業（間伐材生産等）実施基準第1に定める要件を満たす場合は実施することができる。
- (3) 対象林分は、過去5年以内に同一施行地で国庫補助事業の間伐等を実施していない、1施行地が0.1ha以上であること（林齢制限なし）。1施行地とは原則として、接続する区域とする。
- (4) その他必要な事項については、別途知事が定める。

## 2 間伐材生産（関連条件整備活動等）

- (1) 関連条件整備活動等については、間伐材の生産と一体的に実施すること。
- (2) 関連条件整備活動等のうち関連条件整備活動は、間伐材生産の対象森林の調査や森林所有者の同意の取付け等の、事業実施主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる別紙1に掲げる経費とする。ただし、事業実施主体の自己所有林及び公有林（森林整備公社営林等公的機関が所有または管理する森林を含む。）については、補助対象としない。
- (3) 関連条件整備活動等のうち森林作業道整備は、3の路網の整備及びスギ人工林伐採重点区域における路網の整備（共通事項）及び5の森林作業道に準じること。
- (4) 関連条件整備活動等のうち鳥獣被害対策防止施設等の整備の実施にあたっては、高知県造林事業実施基準（14）のただし書きに準じること。

## 3 路網の整備及びスギ人工林伐採重点区域における路網の整備（共通事項）

要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の2路網の整備については、体質強化・花粉削減計画に明記された「原木供給計画の間伐生産目標」の達成に資する路網の整備、01体質強化・花粉削減のスギ人工林伐採重点区域における路網の整備については、体質強化・花粉削減計画に明記された「花粉の少ない森林への転換促進計画」に資するスギ人工林伐採重点区域における路網の整備、02循環成長の路網の整備は成長産業化事業構想、並びに事業計画に基づき実施する事業であること。

また、原則、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施するものとし、選定経営体による間伐や人工造林等が計画されており、実施することが確実と見込まれていること。

ただし、同表01体質強化・花粉削減の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道、02循環成長の1間伐材生産の関連条件整備活動等の森林作業道、2路網の整備、3低コスト再造林対策の関連条件整備活動等の森林作業道は、生産基盤強化区域外でも実施できるものとする。

そのほか、路網整備の本体工事に係る実施設計、測量及び調査等については、別に知事が定める高知県木材安定供給推進事業「高知県木材安定供給推進事業（路網の整備）の実施について」により積算するものとする。

#### 4 林業専用道(規格相当)について

要綱別表第1に定める01体質強化・花粉削減の2路網の整備、3スギ人工林伐採重点区域における路網の整備及び02循環成長の路網の整備の林業専用道（規格相当）については、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。

- ア 高知県林業専用道作設指針（県の定める林業専用道作設指針）の基準を満たすこと。
- イ 建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）の参入機会を設ける観点から、本体工事は、設計と分離して外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合や、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。
- ウ 事業実施主体が自ら工事を実施する場合、高知県林業専用道（規格相当）及び森林作業道設計・技術審査会（以下「審査会」という）の審査を受けること。
- エ 林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じること。
- オ 当該路線の計画を含む森林経営計画等の計画区域内において間伐や人工造林等を実施することが確実と見込まれること。
- カ 関連条件整備活動については、林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施すること。
- キ 施工予定路線の傾斜区分が適切に算出されているか審査会の審査を受けること。

#### 5 森林作業道について

要綱別表第1の01体質強化・花粉削減の2路網の整備、3スギ人工林伐採重点区域における路網の整備及び02循環成長の路網の整備の森林作業道整備については、以下の要件をすべて満たすものを対象とする。

- ア 高知県森林作業道作設指針（県の定める森林作業道作設指針）の基準を満たすこと。
- イ 森林作業道整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の(2)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部長通知）に準じるものとする。
- ウ 間伐や人工造林等を実施する箇所までの到達路網を作設すること。

エ 森林作業道の開設については、一体的に実施する間伐や人工造林等の施業に一定期間先行して実施することができるものとする。

ただし、「一定期間」とは、2年（当該森林作業道を利用して実施する間伐や人工造林等が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画期間内）とする。

## 6 森林作業道の機能強化

要綱別表第1に定める02循環成長の路網の整備の森林作業道の機能強化については、自然災害の激甚化、木材生産量の増加等を踏まえ、路網の機能を緊急に強化するため、既設の森林作業道に対して機能強化を実施できるものとし、5の森林作業道に準じること。

## 7 関連条件整備（路網の整備及びスギ人工林伐採重点区域における路網の整備）

要綱別表第1に定める関連条件整備については、林業専用道（規格相当）、森林作業道整備、森林作業道の機能強化と一体的に実施することとし、対象森林の調査や森林所有者の同意の取付け等の事業実施主体が路網整備に着手する上で直接必要となる、別紙1に掲げる経費とすること。

## 8 低コスト再造林対策

林業・木材産業循環成長対策事業構想及び事業計画に基づき実施する事業であること。なお、一貫作業システム、低コスト造林、下刈り、機械器具の整備、関連条件整備活動等については以下のとおりとする。

### (1) 共通

ア 従来の造林と比べ、効率的・低コスト化が図られると期待される技術を導入するものあること。なお、事業に実施に当たっては、幅広い取組を実施するよう配慮すること。

イ 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

ウ 交付申請、関連条件整備活動、鳥獣害防止施設、転用の制限及び竣工検査の方法等については間伐材生産の取扱いに準ずる。

エ 人工造林の実施年度の翌年度から起算して最低8年間は当該施行地の施行履歴を記録・保管するとともに、国、県、研究機関等から当該施業履歴の提供依頼があった場合は応じなければならない。

オ 対象森林は、過去5年以内に国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。

### (2) 一貫作業システム

ア 主伐時の集材と人工造林の事業実施主体が異なる場合も支援対象とし、その場合の交付申請について、各事業を行う事業主体の合意を得て委任により一方の事業を行う事業実施主体が行うことも可能とする。

イ 本事業のうち、支援対象となる末木枝条の集材の実行経費は、主伐時の集材に係る実行経費に主伐時の搬出材積に対する末木枝条部分の搬出材積の比率を乗じて得た額とする。

ウ 末木枝条とは主伐時に集材した端材枝条など燃料材やパルプチップに用いられる低質材とする。なお、木材市場への出荷については、末口直径14cm未満の小径木

等の低質材も含めることができる。

(3) 低コスト造林

ア 大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた造林の効率化・低コスト化に資する技術を導入し実施するものであること。

イ 樹木の伐採の跡地で実施するものであること。

(4) 下刈り

2 齢級以下の林分で行う同一施行地における 3 回までの下刈りとする。

(5) 機械器具の整備

ア (2)～(4)の実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料に係る経費を対象とする。

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線（滑車等の付属機械器具含む）

(イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具（刈払機を除く）

(エ) 施行地管理用のドローン（ソフトウェア等の付属機械器具含む）

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

(6) 関連条件整備活動等

ア 関連条件整備活動等については、一貫作業システム、低コスト造林、下刈りのいずれかと一体的に実施すること。

イ 関連条件整備活動等のうち関連条件整備活動は、対象森林の調査や森林所有者の同意の取付け等の、事業実施主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる別紙 1 に掲げる経費や、長期受委託契約や基金造成等に要する経費とする。ただし、事業実施主体の自己所有林及び公有林（森林整備公社営林等公的機関が所有または管理する森林を含む。）については、補助対象としない。また、長期受委託契約や基金造成等に要する経費のうち、次の a 又は b の経費区分及び内容については、この支援は 1 施行地につき 1 度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

ウ 関連条件整備活動等のうち森林作業道整備は、3 の路網の整備およびスギ人工林伐採重点区域における路網の整備（共通事項）及び 5 の森林作業道に準じること。

エ 関連条件整備活動等のうち鳥獣被害対策防止施設等の整備は、高知県造林事業実施基準（14）のただし書きに準じること。

9 花粉の少ない森林への転換促進の支援

(1) 共通事項

ア スギ人工林伐採重点区域のうち、森林経営計画における主伐が計画されていない森林を対象（以下「対象森林」という。）とする。

イ 原則として、植替活動金と植替促進費は同時に交付申請を行い、植替促進費に

対する事業が完了後、実績報告として事業完了の報告を行うこと。

- ウ 高知県木材安定供給推進事業査定要領及び高知県木材安定供給推進事業検査内規は適用しない。
- エ 事業実施主体又はその代表等が所有する森林は対象としない。
- オ 立木販売等で森林所有者との売買契約が交わされる森林は対象としない。ただし、本事業を活用して花粉の少ない苗木等による植替えが促進され、エに該当しない場合、対象とする。

## (2) 植替活動金

- ア 植替活動金のみでの申請は原則できないものとする。ただし、チェーンソー伐採以外の場合、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m未満のため、植替促進費の対象とならず、同時に交付申請ができない場合に限り、植替活動金のみを対象とする。
- イ 対象森林において、森林経営計画を策定・変更し、花粉の少ない苗木等による植替を計画すること。ただし、事業実行上やむを得ず伐採後に経営計画を策定・変更する場合は、森林所有者と伐採後に森林経営計画対象森林にする旨の同意を書面で徴収するとともに、市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」又は知事へ「保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書」を提出すること。
- ウ 花粉の少ない苗木とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に定められる花粉の少ない品種、カバノキ属及びハンノキ属を除く広葉樹またはスギ・ヒノキを除く針葉樹とする。

## (3) 植替促進費

- ア 対象森林において、植替活動によって森林所有者の同意が得られ、花粉の少ない苗木等による植替えを行うための森林の伐採を対象とする。
- イ 補助金の交付先は森林所有者を基本とし、事業実施主体を経由して森林所有者へ交付することの同意を得るとともに、適切な経理処理を行うこと。ただし、事業実施主体と森林所有者の間で、委託契約等により植替促進費を活用して対象森林を花粉の少ない苗木等により植え替えることの同意を得ている旨の書面を備え、「預かり金」等として適切な経理処理を行う場合はその限りではない。
- ウ 要綱別表1の補助率②の集積地は山土場等とし、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m未満の森林は対象としない。
- エ 伐採方法はチェーンソーと林業機械との併用の場合、要綱別表1の補助率②となる。なお、伐採までを対象事業とするため、集材以降の方法は問わないものとする。
- オ 9の(2)のイのただし書きで実施する場合、実績報告書の提出までに森林経営計画の策定・変更を行うこと。
- カ 伐採後、策定・変更した森林経営計画に基づいて、必ず花粉の少ない苗木等による植栽を実施すること。

## 第5 事業計画の作成

事業実施主体が高知県木材安定供給推進事業を実施する場合は、木材安定供給推進事業

計画（以下「事業計画」という。）を作成しなければならない。

事業計画について

事業実施主体は、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で、当該年度の事業計画を作成し、知事へ提出しなければならない。計画については、第4及び要綱別表第1に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 事業計画は、利用計画等から見て事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであり、かつ、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。
- (2) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たっては、市町村森林整備計画（森林法第10条の5の規定による市町村森林整備計画をいう。以下同じ。）に従うとともに、当該地域に係る国、県または市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。また、市町村の地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るものとする。
- (3) 事業計画は、別記第1号様式により次に掲げる事項を定め、別記第2号様式により知事に申請するものとする。

なお、年度事業計画における個別指標は、間伐材生産、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備ごとに事業完了年度に、達成すべき指標として次により設定するものとする。

基本的事項内容

- (ア) 要綱別表第1のメニューごとの基金事業費等
- (イ) 事業種目
- (ウ) 実施市町村
- (エ) 事業実施主体
- (オ) 事業内容
- (カ) 事業費
- (キ) 補助金額
- (ク) 個別指標（要綱別表第1のメニュー03は除く）
- (ケ) 費用対効果分析（要綱別表第1のメニュー03は除く）
- (コ) 施行箇所及び区域を記した図面（5万分の1及び5千分の1の施業図等）。  
なお、要綱別表第1のメニュー03の場合、伐採地の中心から集積地（山土場等）までの距離が分かるよう図示するものとする。
- (サ) 路網の整備（林業専用道（規格相当）、森林作業道）及び関連条件整備活動として行う「森林作業道整備」の事業実施に当たっては、別記第3号様式により森林所有者等の土地使用承諾及び森林法や砂防法等の法的制限の該当の有無について確認のうえ、必要な届出及び許可について記載し、提出するものとする。

## 第6 事業計画の承認

知事は、事業計画について第5により提出のあった計画が次の要件を満たしていると認めるときは、別記第4号様式により、その承認を行うものとする。

- 1 地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した内容であること。
- 2 事業内容、採択要件等が第4及び第5並びに要綱に適合するものであること。

- 3 地域の実態に即し、技術的及び資金的に見て実行可能なものであること。
- 4 森林所有者、林業関係団体等の意向が十分反映されたものであること。

#### 第7 事業計画の変更

事業実施主体は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。

計画における重要な変更は、次に掲げる場合において行うものとし、その手続については、第5及び第6に準じて行うものとする。

- (1) 補助金額を増額変更する場合
- (2) メニューの新設又は廃止
- (3) 施行箇所を追加又は廃止
- (4) 路線の新設又は廃止

#### 第8 計画に基づく事業の実施及び実施後の措置

木材安定供給推進事業は、第6の事業計画の承認後、事業計画に基づいて実施するものとする。また、事業実施主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知）」を踏まえた作業安全に関する取組を行うものとし、補助金の申請に当たっては「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート」を作成し提出するものとする。ただし、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合はその写しの提出をもって、これに代えることができる。また、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略することができるものとする。

#### 第9 評価等

要綱別表第1のメニュー01及び02の事業実施主体は、個別の施設費について、評価実施要領に基づいて、次の1から3を実施するものとする。また、要綱別表第1のメニュー03の事業実施主体は、4を実施するものとする。

##### 1 事前評価

事業実施主体は、事業計画の作成において、費用対効果分析による事業効果の測定を行う。

##### 2 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、目標年度の翌年度の9月末日までに別記第5号様式により事後評価を知事に報告するものとする。

##### 3 事業実施状況報告

事業実施主体は、事業完了後速やかに別記第6号様式により知事に報告すること。

##### 4 植栽完了報告

事業実施主体は、事業計画に定めた植栽予定期間までに、花粉の少ない苗木等を植栽することとし、植栽が完了後速やかに別記第7号様式により知事に報告するものとする。

ただし、植栽完了時期と別事業での植栽の補助申請が同時期の場合、その写しをもつ

て代えることができるものとする。その場合、花粉の少ない苗木により植栽したことが分かる資料を添付すること。

#### 第10 その他

- 1 管理主体（原則として事業実施主体とする。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、当該事業の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。
- 2 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
- 3 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。
- 4 事業実施主体が普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理を行わせることができる。
- 5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）」に準じることとする。
- 6 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）」に準じることとする。
- 7 維持修繕の徹底については、既設の路網の損壊事例の多くが、雨水による法面崩壊や路面洗掘であり、路網の維持管理上で最も重要なポイントも専ら水処理対策を行うことである。日頃から排水施設の埋没土砂の排除や、路面の整正等を適宜行い流水の適正な流下を図るとともに路面の安定を図られるよう努めること。
- 8 台帳の整備（林内路網）等  
当該事業により作設された路網については、運用により、事業実施主体は、台帳（位置図及び平面図を備えたもの）を作成し保存すること。また、事業実施主体は、路網の位置図及び平面図を遅滞なく市町村へ送付すること。市町村は、事業実施主体から送付された平面図等について、市町村森林整備計画概要図へ反映させ、計画概要図と一緒に保存すること。
- 9 皆伐を伴う事業を実施する場合は、県が定めた「皆伐と更新に関する指針」に即した施業であることとする。

#### 附則

この要領は、平成28年4月19日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成30年3月19日から施行する。

附則

この要領は、平成30年7月17日から施行する。

附則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

附則

この要領は、令和2年3月25日から施行する。

附則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月16日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月15日から施行する。ただし、令和3年度事業については、従前の例によるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月12日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月24日から施行する。

附則

この要領は、令和6年1月31日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月21日から施行する。

附則

この要領は、令和6年9月6日から施行する。

附則

この要領は、令和7年9月9日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

区 分	内 容
技 術 者 給	<p>事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有するもの（主任技師、技師等）の労賃</p>
賃 金	<p>技術者給の算定については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。</p>
旅 費 需 用 費	<p>日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。</p>
役 務 費	<p>事業実施の打合せ等に必要な旅費</p>
委 託 料	<p>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費</p>
使用料及び賃借料	<p>通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等</p>
備品・資機材購入費	<p>資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料</p> <p>会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</p> <p>事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品及び資機材（薬剤、なた等）の購入費（机、いす、書庫等汎用性のあるものを除く。）</p>

## 転 用 制 限

(森林所有者名) 様

年度に高知県木材安定供給推進事業を実施した施行地については、補助金交付の翌年度から起算して下記による期間、当該施行地を森林以外の用途への変更（以下「転用等」という。）を行うことはできません。

なお、期間内に転用等の行為をしようとする場合は、あらかじめ知事に届け出ること。

### 記

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1 間伐材生産                  | 【5年間】 |
| 2 路網の整備                  | 【5年間】 |
| 3 スギ重点人工林伐採重点区域における路網の整備 | 【5年間】 |
| 4 低コスト再造林                | 【5年間】 |
| 5 花粉の少ない森林への転換促進         | 【5年間】 |

別添

## 補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

### 1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料、諸手当、賞与及び法定福利費をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\boxed{\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}}$$

#### ※1 時間単価

時間単価については、2に示す実績単価による算定方法により、事業従事者ごとに算出する。また、時間単価は交付決定時に算出するものとし、原則として補助金等の額の確定時に時間単価の変更することはできない。

ただし、以下に掲げる場合は、補助金等の額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された場合等）
- ・交付先における出向者の人件費の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

#### ※2 直接作業時間数

##### ① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

##### ② 管理者等

管理者等については、原則として、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業、休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 事業従事者が一の補助事業等だけに従事することが雇用契約書等により明らかな場合は、当該事業従事者の人件費については、(1)によらず次のいずれかの計算式により算定することができる。

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない従事期間は、日割り計算による})$$

## 2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する（円未満は切り捨て。）。

### <時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用、雇用形態の変更等により前年支給実績による算定が困難又は不適當な場合は、別途交付先と協議の上定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、給料（基本給等）、諸手当（管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当、期末手当等）及び賞与のうち、補助対象経費とされているものの年間合計額とし、時間外手当及び福利厚生面で補助として支給されているもの（食事手当等）は除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分のうち、補助対象経費のみを対象とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する(した)}(\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、交付先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

管理者等の時間単価は、原則として（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を補助金等の額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

### 3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

事業実施期間中の作業時間が記録された業務日誌を整備し、その作成に当たっては、当該補助金等以外の業務との重複がないことについて確認できるようにする。

【業務日誌の記載例】

		(4月)		所属 ○○○部 ××課		役職 ○○○○		氏名 ○○ ○○		時間外手当支給対象者か否か																	
時	日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容						
1				← A →				← B →														A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ					
2				← A →				← A →		← C →												A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ					
3				← D →				← B →		← A →												D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備					
4				← A →																			A(9.5h)○○調査現地調査				
5				← A →				← D →															A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業				
.																											
.																											
.																											
30																											
31																											
		勤務時間管理者		所属：○○部長		氏名：○○○○		印		A:○○○○委託事業(○○農政局)		B:○○○○委託事業(○○農政局)		C:○○○○補助事業(○○局)		D:自主事業		合計		A(○○h)		B(○○h)		C(○○h)		D(○○h)	

① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備する（当該補助事業等の従

事時間と他の補助事業等及び自主事業等の従事時間との重複記載は認められないことに留意する。 ) 。

- ② 業務日誌の記載は、事業従事者本人が原則として毎日記載する（数日分まとめたの記載、他の者による記載等、事実と異なる記載がなされないよう適切に管理する。 ) 。
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載する。なお、所定時間外労働（残業、 休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
  - ・ 補助事業等の実施に当たり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
  - ・ 補助事業等の実施に当たり、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合（ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。 )
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外する。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容が分かるように記載する。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載する。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名押印する。

高知県木材安定供給推進事業計画書  
(年度)

\_\_\_\_\_  
(事業実施主体名)

第1 要綱別表第1のメニューごとの補助金事業費等

(単位：円)

分 野		年度		年度		合計	
		数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産	ha		ha		ha	
	2 路網の整備	m		m		m	
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備	m		m		m	
02 循環成長	1 間伐材生産	ha		ha		ha	
	2 路網の整備						
	林業専用道（規格相当）	m		m		m	
	森林作業道	m		m		m	
	森林作業道の機能強化	箇所		箇所		箇所	
	3 低コスト再造林対策						
	一貫作業	ha		ha		ha	
	低コスト造林	ha		ha		ha	
	下刈り	ha		ha		ha	
	機械器具の整備	台		台		台	
03 花粉の少ない森林への転換促進	植替活動金	ha		ha		ha	
	植替促進費	ha		ha		ha	
	合 計						

第2 事業計画  
(個別指標)

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費(円)	補助金額(円)	個別指標						備考	
							指標	現状値			目標値			
								数値	単位	年度	数値	単位		年度
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産						搬出材積		m3			m3		
							間伐材の生産面積		ha			ha		
				小計										
				計										
	2 路網の整備							路網密度		m/ha			m/ha	
				小計										
				計										
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備							路網密度		m/ha			m/ha	
			小計											
			計											
			合計											
02 循環成長	1 間伐材生産(間伐材の生産)						搬出材積		m3			m3		
							間伐材の生産面積		ha			ha		
				小計										
	2 路網の整備							路網密度		m/ha			m/ha	
				小計										
3 低コスト再造林対策							植栽(又は下刈り)面積		ha			ha		
			小計											
			計											
			合計											
03 花粉の少ない森林への転換促進	花粉の少ない森林への転換促進の支援													
														小計
			計											
			合計											
			総計											

(注)

- 1 個別指標における間伐材生産の現状値及び目標値は、事業実施主体ごとに定めること。  
現状値は、前年度の実績を記入し、目標値は、当年度における計画量を記入すること。
- 2 路網の整備における個別指標については、事業種目ごとに記入すること。
- 3 事業内容については、事業種目ごとに数量を記入すること。
- 4 実施市町村は、事業を予定している市町村ごとに記入すること。
- 5 路網の整備やスギ人工林伐採重点区域における路網の整備については、路線や箇所ごとの開設延長及び定額の単価を「備考」欄に記入すること。
- 6 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。
- 7 該当のメニュー以外は省略してください。

第3 年度計画及び事業別内容表

01 体質強化・花粉削減 1 間伐材生産

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称 及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (ha・m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 事業内容欄は、区域別で、間伐材の生産、関連条件整備活動等（関連条件整備活動、森林作業道整備、鳥獣被害対策防止施設の整備）の別に記載すること。  
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。  
 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。  
 6 「幅員」欄は、関連条件整備活動等（森林作業道整備）がある場合のみ記入すること。  
 7 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。  
 8 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。  
 9 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

01 体質強化・花粉削減 2 路網の整備

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 「事業内容」欄は、林業専用道（規格相当）、森林作業道整備の別に記入すること。  
 3 「路線名」欄は、路線ごとに記入すること。  
 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記入すること。  
 6 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。  
 7 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。  
 8 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

01 体質強化・花粉削減 3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 「事業内容」欄は、林業専用道（規格相当）、森林作業道整備の別に記入すること。  
 3 「路線名」欄は、路線ごとに記入すること。  
 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記入すること。  
 6 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。  
 7 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。  
 8 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

## 02 循環成長 1 間伐材生産

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称 及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (ha・m)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 事業内容欄は、区域別で、間伐材の生産、関連条件整備活動等（関連条件整備活動、森林作業道整備、鳥獣被害対策防止施設の整備）の別に記載すること。  
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。  
 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。  
 6 「幅員」欄は、関連条件整備活動等（森林作業道整備）がある場合のみ記入すること。  
 7 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。  
 8 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。

## 02 循環成長 2 路網の整備

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果 分析の結果	備考
							事業量 (m・箇所)	幅員 (m)	定額	事業費	補助金		
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 「事業内容」欄は、林業専用道（規格相当）、森林作業道整備、森林作業道の機能強化の別に記入すること。  
 3 「路線名」欄は、路線ごとに記入すること。  
 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記入すること。  
 6 「定額」欄は、定額の単価を記入すること。  
 7 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。  
 8 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

## 02 循環成長 3 低コスト再造林対策

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	区域の名称 及び路線名	森林の所在地	森林所有者名	林小班施業	年度計画					費用対効果分析 の結果	備考
							事業量 (ha・m)	樹種	幅員 (m)	定額	事業費		
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 「事業内容」欄は、区域別で、一貫作業、低コスト再造林、下刈り、機械器具の整備、関連条件整備活動等（関連条件整備活動、森林作業道整備、鳥獣被害対策防止施設の整備）の別に記入すること。  
 3 「森林の所在地」欄は、区域別ごとに記入すること。  
 4 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 5 「事業量」欄は、施行地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。  
 6 「幅員」欄は、関連条件整備活動等（森林作業道整備）がある場合のみ記入すること。  
 7 「樹種」欄は、植栽した樹種別に記入すること。  
 8 「事業費」欄及び「補助金」欄は、区域ごとに算定すること。  
 9 「補助金」欄は、千円未満を切り捨てること。

03 花粉の少ない森林への転換促進

(単位：円)

番号	事業実施主体	事業内容	森林の所在地	林小班施業	森林所有者名	年度計画			植替活動 実施予定期間	植替促進 実施予定期間	経営計画策定・ 変更予定時期	花粉の少ない 苗木の確保 予定状況	植替予定期間
						事業量 (ha)	定額	補助金					
合 計													

- (注) 1 事業費等に変更がある場合は、上段に変更前の、下段に変更後の事業費等を記入すること。  
 2 実施箇所はスギ人工林伐採重点区域内に限定すること。  
 3 「事業内容」欄は、区域別で、植替活動金、植替促進費の別に記入すること。  
 4 「森林の所在地」欄は、区域別に記入すること。  
 5 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 6 「事業量」欄は、森林の所在地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。  
 7 「定額」及び「補助金」は、区域ごとに算定すること。  
 8 植替活動実施予定期間と植替促進実施予定期間は重複しないこと。  
 9 花粉の少ない苗木の確保予定状況については、苗木の仕入れ先との調整状況などを記載し、必ず伐採後は花粉の少ない苗木により植替が実施されること。なお、当様式に記載しきれない場合、別紙を作成すること。

※ 該当のメニュー以外は省略してください。

第2号様式

番 号  
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名

高知県木材安定供給推進事業計画書計画（変更）承認申請書

高知県木材安定供給推進事業(変更)計画を作成したので、高知県木材安定供給推進事業実施要領第5（第7）の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 高知県木材安定供給推進事業(変更)計画書
- 2 参考資料

(注) 変更の場合は、別紙の変更理由書及び変更前と変更後が分かる図面を添付すること。

別紙

## 変更理由書

- 1 事業名
- 2 変更の内容
- 3 事業実施主体名
- 4 変更の理由(変更に至った背景及び変更の要点を簡潔にまとめること。)

森林作業道（又は林業専用道（規格相当）） 計画路線チェックシート

種 別		路 線 名	
事業実施主体名		全 幅 員	
作 設 場 所		森 林 経 営 計 画 認 定 番 号	
補 助 事 業 名		特 定 間 伐 等 促 進 計 画 策 定 年 月 日	
作設期間(予定)	～	生 産 基 盤 強 化 区 域 名	

チェック項目	チェック欄	対象の概要等
1 計画路線の通過内の土地使用承諾	<input type="checkbox"/> あり	
2 計画路線近傍の保全対象（人家、施設、取水施設等）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	※保全対象は、作業道等が崩壊し土石流となった場合に影響を及ぼすおそれがある範囲内
近傍の人家、関係機関、受益者や利害関係者の合意	<input type="checkbox"/> あり	
3 残土の発生見込み	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	残土の発生見込みがある場合はその処理を行う場所 <input type="checkbox"/> 作設区間内（土場等として活用） <input type="checkbox"/> 作設区間外
4 法的制限の該当		
①森林法 （保安林、林地開発許可）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
②砂防法 （砂防指定地）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
③地すべり等防止法 （地すべり防止区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
④急傾斜地法 （急傾斜地崩壊危険区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑤土砂災害防止法 （土砂災害（特別）警戒区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑥自然公園法	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑦文化財保護法	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑧宅地造成及び特定盛土等規制法（規制区域）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
⑨その他の法（県及び市町村の条例等によるものを含む）	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	区分・種類等（ ） 該当する場合で届出や許可の必要 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

注1：1については土地使用承諾書の写しを、2について保全対象がある場合は合意が得られていることを証明する書面の写しを提出してください。3についてやむを得ず残土が発生することが見込まれる場合はその処理を行う場所にチェックを入れてください。

注2：計画路線（作設区間外で残土処理を行う場合はその残土処理場を含む）が、4に該当する場合で届出や許可の必要があるものについてはその届出の提出や許可が得られていることを証明する書面の写しを添付してください。

注3：4の該当がある場合は、所管する官庁や県が公開している指定区域図やハザードマップ等へ計画路線（作設区間外で残土処理を行う場合はその残土処理場を含む）の位置を記入したものを添付してください。

注4：林地開発許可（道路の新設又は改築）は、「面積1haかつ幅員3m」の規模を超える場合に知事の許可が必要です。

※「面積1haかつ幅員3m」とは、（平均4mを超える全幅員+改築（切盛面）幅）×全体計画延長が1haとなるもの

第4号様式

番 号  
年 月 日

事業実施主体名 様

高知県知事

高知県木材安定供給推進事業計画（変更）の承認について

年 月 日付け 第 号で申請のあった高知県木材増産推進事業（変更）計画については、高知県木材安定供給推進事業実施要領第6（第7）の規定により、これを承認します。

第5号様式

番  
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体

高知県木材安定供給推進事業事後評価報告書

高知県木材安定供給推進事業実施要領第9の2の規定により、事後評価を報告します。

(注) 費用対効果分析が分かる資料を添付すること。

第6号様式

番  
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体

高知県木材安定供給推進事業実施状況報告書

高知県木材安定供給推進事業実施要領第9の3の規定により、事業実施状況を報告します。

(注) 別紙を添付すること。

別紙

メニュー	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容	事業費(円)	補助金額(円)	個別目標						備考	
							区分	実行値			計画値			
								数値	単位	年度	数値	単位		年度
01 体質強化・花粉削減	1 間伐材生産						搬出材積		m3			m3		
							間伐材の生産面積		ha			ha		
							小計							
	計													
	2 路網の整備							路網密度		m/ha			m/ha	
								小計						
								計						
	3 スギ人工林伐採重点区域における路網の整備							路網密度		m/ha			m/ha	
								小計						
								計						
合計														
02 循環成長	1 間伐材生産(間伐材の生産)						搬出材積		m3			m3		
							間伐材の生産面積		ha			ha		
							小計							
	計													
	2 路網の整備							路網密度		m/ha			m/ha	
								小計						
								計						
	3 低コスト再造林対策							植栽(又は下刈り面積)		ha			ha	
								小計						
								計						
合計														
総計														

(注)

- 1 路網の整備における個別指標については、事業種目ごとに記入すること。
- 2 個別指標における間伐材生産の現状値及び目標値については、事業実施主体ごとに定めること。
- 3 事業内容については、事業種目ごとに数量を記入すること。
- 4 実施市町村は、事業を実施した市町村名を記入すること。
- 5 路網の整備については、路線ごとの開設延長及び定額の単価を「備考」欄に記入すること。
- 6 該当のメニュー以外は省略してください。

第7号様式

番  
年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体

高知県木材安定供給推進事業植栽完了報告書

高知県木材安定供給推進事業実施要領第9の4の規定により、目標達成状況を報告します。

(注) 別紙を添付すること。

## 別紙

番号	事業実施主体	事業内容	森林の所在地	林小班施業	森林所有者名	年度実績			植替活動 実施期間	植替促進 実施期間	経営計画策定・ 変更時期	花粉の少ない 苗木の概要	植替期間
						事業量 (ha)	定額 (円)	補助金 (円)					
合 計													

- (注) 1 「事業内容」欄は、区域別で、植替活動金、植替促進費の別に記入すること。  
 2 「森林の所在地」欄は、区域別に記入すること。  
 3 「森林所有者名」欄は、森林の所在地ごとの森林所有者名を記入すること。  
 4 「事業量」欄は、森林の所在地ごとに記載のうえ、面積を記載する場合は小数点以下第2位まで記入すること。  
 5 「定額」及び「補助金」は、区域ごとに算定すること。  
 6 植替活動実施期間と植替促進実施期間は重複しないこと。  
 7 花粉の少ない苗木の概要については、苗木の仕入れ先などを記載すること。なお、当様式に記載しきれない場合、別紙を作成すること。